いまだに食育推進計画が作成されていない市町村があることから、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を指標として、100％とすることを目指す。

食育推進計画を作成・実施している市町村については、その効果的な実施に資するよう、食育推進計画の見直し状況や取組状況等の把握に努める。

第３　食育の総合的な促進に関する事項

１．家庭における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。

家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要である。

また、家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進していくことが重要である。家族との共食については、全ての世代において、家族とコミュニケーションを図る機会の一つである等、重要と考えられている一方で、若い世代において共食の頻度は少ない傾向にあり、「家族と生活リズムが異なる（食事の時間が合わない）ため」、「朝食を食べないため」等がその理由として挙げられている。

くわえて、朝食を食べる習慣には、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣による影響が考えられ、子供の朝食摂取については、家族が朝食を食べる習慣がないことによる影響も考えられる。

さらに、家族構成の変化や働き方等のライフスタイルの多様化により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えていることも踏まえつつ、食育活動を通じて学んだことが家庭で共有されること等により、家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を行うことが必要である。

特に子供にとっては、保護者の影響が大きいため、保護者参加型の学習機会や体験活動等の子供と保護者が一緒になって行動を促すような取組や、「大人の食育」の一環として保護者への食育の取組と相まって推進していくことが重要である。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）及び成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）等を踏まえ、引き続き、妊産婦や乳幼児に対する栄養・食生活の支援を行うことが重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（子供の基本的な生活習慣の形成）

家庭において、朝食をとることや早寝早起きを実践すること等、子供の基本的な生活習慣づくりを行うことが重要である一方、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉えることが重要である。子供の基本的な生活習慣づくりや生活リズムの向上に向けて、地域、学校、企業を含む民間団体等が家庭と連携・協働し、子供とその保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組を推進する。

また、乳幼児期を含む子供の頃からの基本的生活習慣づくりに資するよう、科学的知見を踏まえながら、子供の生活習慣や食育に関する保護者の意識の醸成を図るための周知を行うとともに、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等をはじめとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「健やか親子21」等により全国的な普及啓発を推進する。

特に、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上への普及啓発を推進する。

（望ましい食習慣や知識の習得）

子供が実際に自分で料理を作るという体験を増やしていくとともに、親子料理教室等による食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。

また、地域の多様な人材も活用しつつ、学校等を通じて、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、地域の実情に応じた様々な学習機会等での活用を促す。

さらに、栄養教諭の食に対する高い専門性を最大限生かすとともに、学校はもとより、スクールソーシャルワーカー等、福祉の専門性を有する者とも積極的に連携を行いながら、貧困家庭やひとり親家庭等、様々な困難を抱える児童生徒の家庭に対しても、食に関する支援や働き掛けを行っていく。

くわえて、知識の習得の場として国が進めるプレコンセプションケアの概念に基づく取組を活用し、栄養バランスの取れた食事や子供の適正な体重管理が将来に及ぼす具体的な影響等の周知を行い、健康管理につながるよう働き掛ける。

（妊産婦や乳幼児に対する食育の推進）

妊娠期や授乳期においても、健康の保持・増進を図ることは極めて重要である。妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した食育の取組を推進する。

また、乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドラインを活用した食育の取組を推進する。

さらに、成育基本法及び成育医療等基本方針を踏まえ、成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程）にある者及び妊産婦に対する食育を推進する。あわせて、疾病や障害、経済状態等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導や市町村等における乳幼児等を対象とした健康診査や各種教室等における食育の取組等による母子保健の取組を推進する。

（子供・若者の育成支援における共食等の食育推進）

様々な子供・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育への理解を促進する。

特に、家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育を推進する。

（多様な生活に対応した食育の推進）

食事を通じて、家族や仲間等、人とのコミュニケーションを図ること、また食事づくりに参加して、食生活に関する知識や技術を身に付けながら、おいしい食事を整えて食べること等により、食事の楽しみが深まることが期待される。

このような観点も踏まえて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されていることや働き方・暮らし方の変化による多様な生活やライフステージに対応しつつ、家族等との共食や調理等を通じて、コミュニケーションを図るとともに、栄養バランス、食文化、食品ロスの削減等、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進する。